

同一世帯複数障害児の上限額管理事務について

同一世帯内に複数の障害児がいる場合には、一つの世帯として利用者負担上限月額を超えないようにする為、上限額管理が必要になります。ついては以下の点に留意して処理をお願い致します。

①同一世帯複数障害児の場合、通所受給者証に、「複数障害児 氏名 受給者番号」と記載されていることを確認してください。

②通常の上限管理結果票は国保連に伝送せず、別にある複数児童用上限額管理結果票を使用して、上限額管理結果票を作成し、紙媒体で流山市に提出してください。**A4用紙に印刷したものを毎月10日までに流山市に郵送、持参またはFAXしてください。**

流山市では、紙で提出された結果票の内容と国保連に送信された請求明細書の内容を照合し、一致していれば上限額管理正常と判断します。

※上限額管理加算については、**兄弟で一つの事業所のみ利用した場合は算定出来ません。**

※複数の事業所を利用した場合は、**加算の算定は当該月に一人の児童の請求についてのみと**なります。

※多子軽減対象の場合、利用者負担額には各々の多子軽減適用後の金額を記入してください。

※市に提出する結果票は、提出時には利用者確認欄が未済でも市に提出する結果票は、提出時には利用者確認欄が未済でもかまいませんが、すみやかに確認を受け事業所内に保管してください。実地指導時等で確認する書類の一つとなります。

